



埼玉県報

第 2 2 3 4 号
平成 2 2 年 1 1 月 9 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [平成22年度埼玉県准看護師試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示\(農業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [備前堀土地改良区の新規土地改良事業八ヶ村落地区\(基盤整備促進事業\)の認可\(農村整備課\)](#)
- [川越都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エコスタイル
- 三 代表者の氏名
高橋 裕子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県志木市下宗岡四丁目十八番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、環境を大切にするリサイクル等に関する事業を行い、社会福祉、及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人幸手環境 smile
- 三 代表者の氏名
岡村 佳明
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県幸手市北二丁目十八番一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主として幸手を中心としてその周辺地域が環境に配慮した快適なまちになることを願う人たちが、市民・事業者・行政の立場や専門分野を超えて情報交流するゆるやかなネットワーク運営事業を軸に、環境イベント・環境への配慮を推進する関連事業の実施を通じて、周辺地域の憩いの場や快適な暮らしを創出する社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人梨の実クラブ
- 三 代表者の氏名
星野 好美
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡神川町大字関口百十番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育が必要とされる児童に対し、放課後及び学校休業日等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートシステム

三 代表者の氏名

山崎 良次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区曲本一丁目四番一三号

五 定款に記載された目的

この法人は、目的と目標をもってスポーツ、芸術活動を行う個人及び団体に対し、支援活動を行い、もって健全な活動の影響による地域活性と社会環境の醸成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百三十五号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十三年 二月二十日（日）	越谷市三野宮八百二十番地 埼玉県立大学

二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十三年三月に修業する見込みの者を含む。）

ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十三年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十三年三月に修業する見込みの者を含む。）

ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十三年三月に卒業する見込みの者を含む。）

ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

四 受験手続

イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十
七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十三年一月十二日（水）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三階三〇三会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前

平成二十三年三月七日（月）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十三年三月七日（月）午前十時から四月八日（金）まで

告 示

埼玉県告示第千四百三十七号

平成二十二年産米の高温障害による災害を平成二十二年十一月九日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
入間市大字寺竹字東桂一・二・三、一・二・三・四、一・二・三・六、一・二・三・七
の七
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業八ヶ村落地区（基盤整備促進事業）の施行を平成二十二年十一月二日認可した。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

備前堀土地改良区

二 事務所の所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第千四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・五・三三号高麗川駅東口通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

日高市大字原宿字四反田及び大字鹿山字四反田堀北の各一部

ロ 削除する土地の区域

日高市大字原宿字四反田・大字鹿山字四反田堀北及び字ウシロの各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、日高市都市整備部

都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十一月九日から平成二十二年十一月二十四日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年九月二十八日

指令川建セ第二二〇〇八〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月四日

川建セ第二二〇〇九〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保字まま上八四三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野三九二番地

小峯直人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年七月二十六日

指令川建セ 第二二〇〇三五〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月二日

川建セ第二二〇〇八五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字太郎丸字刃一三四番一、一三四番二、一三四番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県三条市下須頃一八番一

株式会社 コム・メディカル 代表取締役社長 佐々木一嘉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十一月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年九月一日

指令川建セ第二二〇〇三八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十一月四日

川建セ第二二〇〇八四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字西吉見三七五、三七六 二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字西吉見三七五番地

新島 憲孝